

防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付要綱

平成3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は一般家庭から排出される一般廃棄物の資源化を進め、ごみの減量化及び資源の再利用を図るとともに、その収益性を確保することにより、資源ごみの回収活動を通じた地域活動の環境に対する意識の啓発等地域づくり活動の促進を図ることを目的としたものである。

(補助金の対象)

第2条 この要綱における補助金の対象となる事業は、営利を目的としない住民団体の自主的な資源ごみの回収活動で、次の有価物を対象とする。

- (1) 古紙類 (新聞、ダンボール、雑がみ、紙パック)
- (2) 古繊維 (衣類、布類)
- (3) 金属類 (鉄、アルミ等)
- (4) あきびん類 (酒びん、ビールびん、その他のびん)

(団体の届出)

第3条 補助金交付の対象となる事業を行おうとする団体は、あらかじめ防府市廃棄物資源化推進事業対象団体承認申請書(第1号様式)を提出し、市長の承認を得なければならない。ただし、既に防府市環境衛生推進協議会(現:防府市快適環境づくり推進協議会)の承認を得ているものについてはこの限りでない。

2 補助金交付の対象団体は次の団体とする。

自治会・老人クラブ・子ども育成会・PTA・その他これに類する団体

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、対象団体として承認することが適当であると認めるときは、防府市廃棄物資源化推進事業対象団体承認通知書(第2号様式)により通知する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、売却した有価物の量1キログラム当たり毎年度予算で定められた単価を乗じた額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付申請書(第3号様式)に、別表に定める協力業者の発行する買上げ明細書を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請の時期)

第6条 補助金の交付申請の時期は次のとおりとする。

(1) 4月～9月売却分 9月末日

(2) 10月～3月売却分 3月末日

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による交付申請があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、交付すべき補助金の額を決定し、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知する。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の交付決定通知のあった団体が、補助金の交付を受けようとするときは、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けようとする団体が法令又は本要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該団体に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(調査及び指導)

第10条 市長は、補助金の交付を受けようとする団体に対し廃棄物の収集、運搬、搬入状況について調査及び指導することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

協力業者：防府リサイクル協同組合

受入窓口	所在地	電話番号	開業日曜
(株)磯野商店	華浦二丁目11番7号	22-0443	第1、2、3、4
太田商店	三田尻二丁目9番43号	22-1475	第2、3、4
長峰商店	勝間三丁目8番39号	22-2861	第1
(有)長谷川産商	大字植松125番地の2	23-4966	第2、4
さいはら商店	仁井令町3番3号	22-3731	第3、4
(株)星山リサイクル	三田尻二丁目11番37号	22-1823	第1
山口資源(株)	大字植松1886番地	26-6115	第1、2、3、4
(株)西原資源	自力町10番11号	26-3933	第1、2、3、4

※この制度による有価物の売却方法は、原則として受入窓口への直接持ち込みとする。

第 1 号様式(第 3 条関係)

防府市廃棄物資源化推進事業対象団体承認申請書

年 月 日

(宛先)防府市長

申請者 団体名

代表者 住 所

氏 名 印

防府市廃棄物資源化推進事業補助金の交付対象団体として承認されますよう、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

1. 構成団体 自治会・老人クラブ・子ども育成会
P T A ・その他()

2. 対象予定世帯数 世帯

3. 年間実施予定回数 年 回(月)

第 2 号様式（第 3 条関係）

防府市廃棄物資源化推進事業対象団体承認通知書

第 号

申請者 団体名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった防府市廃棄物資源化推進事業対象団体承認申請について、対象団体として承認したので、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付要綱第 3 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

防府市長 印

記

1. 構成団体 自治会・老人クラブ・子ども育成会

P T A ・その他()

2. 対象予定世帯数 世帯

3. 年間実施予定回数 年 回(月)

第3号様式（第5条関係）

防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)防府市長

申請者 団体名
 代表者 住 所
 氏 名

(担当) 氏 名
 連絡先

下記のとおり、防府市廃棄物資源化推進事業を実施したので報告するとともに、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業実施状況

売却品目		実施年月日						kg 合計重量
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
古紙類	新聞							
	ダンボール							
	雑がみ							
	紙パック							
古繊維 (衣類、布類)								
金属類	鉄くず							
	アルミ等							
あきびん類								
計								

2. 関係書類

買上げ業者の明細書を添付のこと

第 4 号様式（第 7 条関係）

防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付決定通知書

第 号

団体名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付申請については、下記のとおり決定したので、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長 印

記

補助金交付額 円

内訳 資源売却実績量 kg

第 5 号様式（第 8 条関係）

防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)防府市長

請求者 団体名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた防府市廃棄物資源化推進事業補助金の交付について、防府市廃棄物資源化推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 円

※振込先

(フリガナ)

口座名義人 _____

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・農協 _____ 支店・支所

口座の種別 _____ 普通 ・ 当座 _____

口座番号 _____